

厚生労働大臣が定める揭示事項

1. 当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

2. 入院基本料について

■入院病棟本館 2 階・3 階、2 号館 2 階・3 階病棟(急性期一般入院料 4)

1 日に入院患者 10 人に対して 1 人以上の看護職員を配置しております。なお、病棟、時間帯、休日などで看護職員の配置が異なります。実際の看護配置につきましては、各病棟に詳細を掲示しておりますのでご参照ください。また、入院患者 25 人に対して 1 人以上の看護補助者を配置しております。

■入院病棟 2 号館 3 階病棟(地域包括ケア入院医療管理料 1)

1 日に入院患者 13 人に対して 1 人以上の看護職員を配置しております。なお、時間帯、休日などで看護職員の配置が異なります。実際の看護配置につきましては、病棟に詳細を掲示しておりますのでご参照ください。

3. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について

当院では、入院の際に医師を初めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7 日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

4. 明細書発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の判る明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担の無い方についても、明細書を無料で発行しております。明細書には、使用した医薬品の名称や行われた検査の名称が記載されるものです。その点をご理解いただき、ご家族が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、受付会計窓口にてその旨お申し出ください。

5. 当院は関東信越厚生局長に下記の届出を行っております。

1)入院時食事療養費(Ⅰ)を算定すべき食事療養の基準に係る届出をおこなっております。

当院は、入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っております。療養のための食事は、管理栄養士の管理の下に適時(朝食 午前 8 時、昼食 午後 0 時、夕食午後 6 時)適温で提供しております。

入院中の食事についてご負担いただく金額は次のとおりです。(なお、この負担額は高額療養費制度の対象にはなりません。)

■保険適用の場合 1 食につき 550 円

ただし、次に該当する場合はそれぞれ以下の金額に減額されます。

- ① 市民税非課税世帯に属する方などで、標準負担額の減額認定を受けている場合 1 食 270 円
- ② ①かつ、過去 1 年間の入院日数が 90 日を超えている場合 1 食 220 円
- ③ 市民税非課税世帯に属する方などで、老齢福祉年金を受給している場合 1 食 130 円

2)基本診療料の施設基準等に係る届出 *別紙「施設基準」をご覧ください。

3)特掲診療料の施設基準等に係る届出 *別紙「施設基準」をご覧ください。

6. 一般処方名について

当院では、「一般名処方」に取り組んでいます。お薬には、商品名と一般名があります。一般名で記載された処方せんが発行された場合、患者さまは調剤薬局で希望する先発医薬品あるいは後発医薬品を選ぶことができます。

7. 長期投与、リフィル処方箋につて

当院では、患者の状態に応じ、28日以上長期投与を行う事又はリフィル処方箋の交付を行っております。対応可能かどうかは病状に応じて医師により判断いたします。

8. 保険外併用療養費に関する事項について

1) 特別の療養環境の提供

当院の1日にかかる室料差額料金(税込)は、別紙「室料差額」をご覧ください。

2) 診断書・証明書及び保険外負担に係る費用

別紙「保険外負担金」をご覧ください。

3) 入院期間が 180 日を超える場合の費用の徴収

同じ症状による通算の入院期間が 180 日を超えますと、患者さんの状態によっては健康保険から入院基本料 15%が病院に支払われません。180 日を超えた日からの入院料が選定療養となり、医療費とは別に入院基本料の15%に消費税10%を加算した額 1 日につき 2,640 円(税込)が、選定療養費として患者さんの負担となります。

ただし、180 日を超えて入院されている患者さんであっても、難病、人工呼吸器を使用しているなど厚生労働大臣が定める状態にある患者さんは、健康保険が適応されます。

9. 厚生労働省が定める手術に関する施設基準に係る実績について(医科点数表第 2 章 第 10 部手術 の通則の 5 及び 6 に掲げる手術)

別紙「施設基準適合手術症例数」をご覧ください

● 歯科外来診療における院内感染防止対策

口腔内で使用する歯科医療機器等について、患者様ごとの交換や専用の機器を用いた洗浄、滅菌処理を徹底する等十分な院内感染予防対策を講じています。

● 地域歯科診療支援病院歯科初診料

地域歯科診療支援病院とは、地域の診療所や病院の歯科医師、医師によって、歯や口腔、顎顔面に関して詳しい検査や特殊な専門的治療、入院、手術が必要と診断され紹介された患者さんに、より快適で適切な治療を提供することを目的とした病院です。地域歯科診療支援病院には厚生労働省が定めた院内感染対策や医療安全管理等の基準があり、当科では地域歯科診療支援病院として、地域の歯科医療従事者と連携し効率的な歯科医療体制の構築を目指しています。

● 歯科外来診療医療安全対策加算3

- ・医療安全管理者の配置で医療安全対策に関する研修を受けている常勤の歯科医師が配置されている。
- ・自動体外式除細動器(AED)や酸素吸入装置などの緊急医療機器を備えている。
- ・医療事故防止の取り組みでインシデントの報告・分析体制を整備している。

● 歯科技工加算1及び2

- ・歯科技工士を配置している。
 - ・歯科技工室及び歯科技工に必要な機器を整備している。
 - ・患者の求めに応じて迅速に有床義歯を修理する。
 - ・体制が整備されていること。
-